

岩倉市民間木造住宅耐震改修費等補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の軽減及び居住者の生命を守るため、旧基準木造住宅の耐震改修工事、段階的改修工事、解体工事又は耐震シェルターの整備を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅

昭和56年5月31日以前に着工され、固定資産課税台帳に昭和57年1月1日以前に登録されていたもの又は建築確認通知書等で建築確認通知日が昭和56年5月31日以前であったことを確認できるもので、現に居住の用に供している2階建て以下の個人所有の木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用途に供する部分の床面積が、延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）で、持家・貸家を問わない。以下同じ。）をいう。

(2) 木造住宅耐震診断

岩倉市が実施する無料耐震診断（愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断に限る。）をいう。

(3) 判定値

次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 改定愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点

(4) 耐震改修工事

地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修工事（別表第1に規定するものに限る。）

(5) 段階的改修工事

耐震改修工事を一段目耐震改修工事と二段目耐震改修工事に分けて行う工事をいう。

(6) 一段目耐震改修工事

地震に対する安全性の向上を目的とし、一定の耐震性確保のために段階的に実施する1回目の改修工事をいう。

(7) 二段目耐震改修工事

一段目耐震改修工事により補助金の交付を受けた旧基準木造住宅に

ついて、全体的な耐震性確保のために段階的に実施する 2 回目の改修工事をいう。

(8) 解体工事

地震による倒壊等の被害の防止を目的として実施する旧基準木造住宅 1 棟全てを解体する工事をいう。

(9) 耐震シェルター

住宅内に整備する装置であって、地震時住宅倒壊から人命を守ることを目的とし、住宅の内部の一部に耐震性の高い空間を確保するもので、愛知県知事が認めるものをいう。

(10) 高齢者

申請年の年度末時点で 65 歳以上の者をいう。

(11) 障がい者

次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する精神保健福祉手帳の交付を受けた者

ウ 知的障害者と判定され、都道府県知事又は政令指定都市の長から療育手帳又はそれに準ずる手帳の交付を受けた者

（補助の対象者）

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の全てを満たす者とする。

(1) 旧基準木造住宅を所有する者（現にその建物に居住していて所有者の同意を得られる者又は同等の権利を有する者を含む。）

(2) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 1 条第 1 項 14 号に規定する徴収金（市町村が徴収するものに限る。）を滞納していない者であること。

(3) 岩倉市暴力団排除条例（平成 24 年岩倉市条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助の対象）

第 4 条 補助の対象は、次の各号のいずれかに該当する工事等とする。

(1) 木造住宅耐震診断において、判定値 1.0 未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を 1.0 以上とする補強計画に基づく耐震改修工事であって耐震改修工事に着手する前の判定値に 0.3 を加算した数値以上とするもの（段階的耐震改修を除く。）

(2) 木造住宅耐震診断において、判定値 0.4 以下と診断された旧基準木造住宅について、判定値を 1.0 以上とする補強計画に基づき、そ

の一部を実施することにより、判定値を0.7以上1.0未満とする
一段目耐震改修工事

- (3) 木造住宅耐震診断において、各階の判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、当該住宅の1階の判定値を1.0以上とする補強計画に基づいて実施する一段目耐震改修工事
- (4) 前2号に規定する一段目耐震改修工事を行い、第12条に規定する補助金の交付を受けた旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする補強計画の内、一段目耐震改修工事で実施しなかった部分の二段目耐震改修工事
- (5) 木造住宅耐震診断において判定値が0.7未満と診断された旧基準木造住宅を解体し、運搬し、又は処分する解体工事。ただし、補助金交付申請時に居住用として使用している延べ床面積30㎡以上の住宅で、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。
- (6) 木造住宅耐震診断において判定値0.4以下と診断された旧基準木造住宅に耐震シェルターを整備する工事
(補助金の額)

第5条 1戸当たり（長屋又は共同住宅の場合は1棟当たり）の補助金の額は、別表第2のとおりとする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
(交付の申請及び決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第4条に規定する補助の対象の工事等（以下「対象工事」という。）に着手する前に、民間木造住宅耐震改修費等補助金交付申請書（様式第1。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 課税台帳登録事項証明書
- (2) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し
- (3) 市税等を完納している証明書
- (4) 工事費の見積書（施工業者又は建築士の記名があるものに限る。）
- (5) 案内図、配置図（第4条第6号に規定する工事の場合は、設置予定場所の写真）及び平面図
- (6) 解体前の状況が確認できる写真（第4条第5号に規定する工事に限る。）
- (7) 耐震補強工事計画書（第4条第1号から第4号までに規定する工事の場合であって、補強後の建物についての耐震診断の総合評価で建築士の記名がある補強計画図、その他補強方法を示す図書に限る。）
- (8) 整備工事計画書（第4条第6号に規定する工事に限る。）

- (9) 住民票の写し（第4条第6号に規定する工事の場合であって、居住者が高齢者であるときに限る。）
- (10) 身体障害者手帳等（第4条第6号に規定する工事の場合であって、居住者が障がい者であるときに限る。）
- (11) 第3条第1号に規定する所有者の同意を得て補助金を受ける者にあつては、同意書（様式第2）
- 2 交付申請書は、申請する年度の12月31日までに提出しなければならない。
- 3 申請者は、岩倉市の都市計画施設内において補助事業を実施する場合には、当該事業主管課と協議するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による申請があつた場合において、申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、民間木造住宅耐震改修費等補助金交付決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。
（計画の変更等）
- 第7条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助対象者」という。）は、交付決定後に次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、民間木造住宅耐震改修費等補助金変更承認申請書（様式第4）に前条第1項に掲げるもののうち変更により、その内容が申請時と変わるものを添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 改修工事施工箇所及び施工方法の変更（軽微なものは除く。）
- (2) 補助金額の変更
- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めるときは、民間木造住宅耐震改修費等補助金変更承認通知書（様式第5）により補助対象者に通知するものとする。
（補助事業の廃止又は中止）
- 第8条 補助対象者は、対象工事の中止又は廃止をしようとする場合は、第10条に規定する完了実績報告をするまでに、民間木造住宅耐震改修等工事廃止（中止）届（様式第6）を市長に提出しなければならない。
（中間検査）
- 第9条 補助対象者は、第4条第1号から第4号までに規定する工事のおおむね中間に達した時は、市長に連絡をするものとする。
- 2 市長は、前項の連絡を受けた場合は、中間検査を行うことができる。
（完了実績報告）
- 第10条 補助対象者は、対象工事が完了したときは、当該工事完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の2月末日までのいずれか早い期日までに、完了実績報告書（様式第7。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事の内訳が分かる工事請負契約書の写し
 - (2) 領収書の写し（施工業者の発行したものに限り。）
 - (3) 工事写真（工事の内容が確認できるもの）
 - (4) 改修工事が契約日以後、耐震改修工事計画書に基づき施行されたことを証する書面及び図面で建築士の記名があるもの（第4条第1号から第4号までに規定する工事を行った場合に限り。）
- （補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書を受領した場合において、報告内容を審査及び必要に応じて現地調査のうえ、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確認通知書（様式第8）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査により不備が判明したときには、申請者に審査結果不備事項通知書（様式第9）により通知するものとし、不備事項の改善を行わない場合は、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- （補助金の請求及び交付）

第12条 補助対象者は、前条第1項の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に民間木造住宅耐震改修費等補助金支払請求書（様式第10）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書に基づき、補助対象者に補助金を交付するものとする。
 - 3 補助金の交付は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地ごとに1回限りとする。
- （交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第10条に規定する期日までに、実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助対象者にその返還を命じるものとする。

（書類の整理）

第14条 補助対象者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

（適用除外）

第15条 この要綱により補助金の交付を受けた旧基準木造住宅については、再び補助金を受けることができない。ただし、二段目耐震改修工事については、この限りでない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

耐震改修工事

	耐震改修費用	耐震設計等費
調査	耐震精密診断	地盤調査
耐震改修計画の作成等		改修設計 工事監理
総合判定において必要耐力(Q _r)を低減させることを目的とした工事	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤改良工事 ・屋根工事 ・木造躯体工事 (屋根・壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるもの) ・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・撤去部分の復旧工事 	
総合判定において建物の強さ(P)の評価を向上させることを目的とした工事	<ul style="list-style-type: none"> ・木造躯体工事 ・基礎工事 (土工事を含む。) ・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。) ・撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事） 	
総合判定において劣化度(D)の評価を向上させることを目的とした工事	<ul style="list-style-type: none"> ・木造躯体工事 (劣化部材の取替え) ・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。) ・撤去部分の復旧工事（造成・左官・内外装・建具・塗装・建設設備の工事） 	
その他の補強工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事	

別表第2（第5条関係）

補助対象経費	補助金の額
ア 第4条第1号に規定する耐震改修工事に要する経費	耐震設計等費及び耐震改修費用のうち110万円とする。ただし、耐震改修費用の8割を限度とする。
イ 第4条第2号及び第3号に規	耐震改修費用のうち60万円とする。ただ

定する一段目耐震改修工事に要する経費	し、耐震改修費用の8割を限度とする。
ウ 第4条第4号に規定する二段目耐震改修工事に要する経費	耐震設計等費及び耐震改修費用のうち50万円とする。ただし、耐震改修費用の8割を限度とする。
エ 第4条第5号に規定する解体工事に要する経費	対象経費の23%の額。ただし、60万円を限度とする。
オ 第4条第6号に規定する耐震シェルター整備工事に要する経費（当該耐震シェルターの購入、床の補強工事、運搬及び整備費を含む。）	対象経費以内の額。ただし、40万円を限度とする。